

訪問介護サービスの提供について

1. 介護保険の目的：自立の支援

要介護状態になったものが有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスをおこなうこと。

よって、

- ①日常生活の範囲を超えるもの
- ②単なる利便のためのサービス提供
- ③生きがい(趣味・嗜好)に関するサービス提供
- ④実際にサービス提供されていない時間

のいずれかに該当する場合は原則として介護保険の算定対象外。

介護保険給付対象の行為かどうかはこの原則に即して考えること。

○身体介護

訪問介護員等が

- ①利用者の身体に直接接触しておこなう介助（そのために必要な準備や後片付けも含む）、
 - ②利用者のA D L（日常生活動作能力）や意欲向上のために利用者とともにおこなう自立支援のためのサービス、
 - ③その他専門知識や技術を持って行なう
- 利用者の日常生活上、社会生活上のサービスをいいます。

具体的な行為としては①食事・排泄の介助、②清拭・入浴・身体整容、③体位変換・移動・移乗介助・外出介助、④起床及び就寝介助、⑤服薬介助、⑥自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、A D L向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態でおこなう見守り等）。

○生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害、疾病のなどのため、本人や家族が家事をすることが困難な場合に行なう利用者の日常生活上、社会生活上のサービスをいいます。

具体的な行為としては、①掃除・ゴミ出し、②洗濯、③一般的な調理、配下膳、④ベッドメイク、⑤衣類の整理・被服の補修、⑥買い物、薬の受け取り、など。